



# 佐賀県公報

平成16年  
5月26日  
(水曜日)  
第 12459号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (四〇八・こども課) 一
  - 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (四〇九・障害福祉課) 三
  - 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (四一〇・" ) 三
  - 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (四一一・" ) 三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 四
  - 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 四
  - " " ( ) 五
  - 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (まちづくり推進課) 六
  - 換地処分 (農地整備課) 六

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百八号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年五月二十六日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-35	コミック Chuッ! スペシャル 6月号	(株)ワニマガジン	16151-6	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-36	漫画 SHOWER シャワー 6月号	(株)一水社	18399-6	
"	16-37	漫画 ボン 6月号	(株)大都社	18327-6	
"	16-38	Kissui [きっすい] VOL. 7 6月号	英知出版(株)	02801-6	
"	16-39	漫画 ローレンス 花汗 6月号	(株)綜合図書	18387-6	
"	16-40	若妻 [ヤンツマ] VoL. 12 6月号	(株)バウハウス	08841-06	
"	16-41	ホイップ No. 53 6月号	コアマガジン	08169-6	
"	16-42	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 5月号増刊	KKベストセラーズ	04040-05 L-2004.6/30	
"	16-43	スーパー 写真塾 6月号	(株)コアマガジン	15431-6	
"	16-44	アクション 写真塾 6月号	(株)サン出版	11435-06	
"	16-45	ビデオボーイ No. 242 6月号	プライムメディア	07679-6	
"	16-46	マガジンWOoooo ウォーA組 マガジンWOoooo 6月号増刊	(株)マガジンマガジン	08398-06 L-6/26	
"	16-47	ガールフレンズ No. 168 6月号	若生出版(株)	02333-06	

## ●佐賀県告示第四百九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年五月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一  
サービスの種類 児童居宅介護  
事業所番号 四一〇〇〇三〇〇六〇一一九

## ●佐賀県告示第四百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十六年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一
- (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇九一一一六

二 (一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社MIDORI

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 ホームヘルプサービス緑の家

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇九〇一一八

## ●佐賀県告示第四百十一号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年五月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号  
名称 有限会社介護家事サービス鳥栖  
所在地 鳥栖市鎗田町三百九十四番地一  
サービスの種類 知的障害者居宅介護  
事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇一一三一一七

## ○ 公 告

佐賀県知事 古 川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年7月12日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年5月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあつた年月日  
平成16年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ウイメンズサポートネットワーク

(2) 代表者の氏名 福本 純雄

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市中の小路2番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、女性には、妊娠や出産をはじめとする女性特有の身体的特徴を有することから、また、思春期には、人工妊娠中絶や性感染症の増加など深刻な問題も発生していることから、女性や思春期の若者に対して、健康や性に関する知識の普及啓発に関する事業を行い、正確な知識の普及を行うことを通じ、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年5月26日

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ鳥栖店

鳥栖市真木町1712番及び1747番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月14日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,918平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

屋外駐車場（建物東側） 475台

イ 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 60台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 126.9平方メートル

建物北側 141.8平方メートル

<p>合計 268.7平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>建物南側 60.3立方メートル</p> <p>建物北側 49.1立方メートル</p> <p>合計 109.4立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前7時</p> <p>閉店時刻 午後9時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前6時30分から午後9時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>建物敷地北側及び南側 3か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前8時から午後3時まで</p> <p>2 届出年月日</p> <p>平成16年4月16日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間</p> <p>平成16年5月26日から</p> <p>平成16年9月25日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840—8570 佐賀市内</p>	<p>一丁目1番59号）に提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年5月26日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>エレナ嬉野店</p> <p>藤津郡嬉野町大字下宿字二本杉甲4147番 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者</p> <p>株式会社中村ストアー</p> <p>代表取締役 中村 文昭</p> <p>長崎県佐世保市大塔町6番地1</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者</p> <p>(ア) 株式会社中村ストアー</p> <p>代表取締役 中村 文昭</p> <p>長崎県佐世保市大塔町6番地1</p> <p>(イ) その他 未定</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日</p> <p>平成16年12月20日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>1,283平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p>
--	--

ア 駐車場の位置及び収容台数

屋外駐車場 (建物北側及び東側) 61台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 22台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物外北西側 85.26平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北西側 35.28立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物北東側及び東側 3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後9時まで

2 届出年月日

平成16年4月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年5月26日から

平成16年9月25日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年5月26日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画法事業の種類及び名称

武雄都市計画道路 3・5・12号 小楠水谷線

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)唐津東部地区鶏尾換地区の換地計画に基づき、平成16年5月12日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成16年5月26日

佐賀県知事 古川 康